

令和6年6月6日（木）第51回ジュネーブ協会総会

栗田長官 基調講演原稿

1. はじめに

- 本日は、第51回となるジュネーブ協会の総会が、2009年に続き2回目となる京都での開催を迎えたことを、心よりお祝い申し上げます。

ジュネーブ協会は、世界の主要保険会社・再保険会社の経営トップの皆様から構成され、保険セクターがグローバルに直面する数々の課題に関する調査研究や提言を精力的に行っておられると認識しております。こうした皆様の活動にあらためて敬意を表したいと思います。

- さて、金融庁は、保険会社のみならず、銀行や証券市場を含む金融セクター全体を所管しております。

具体的には、金融庁は、①金融システムの安定と金融仲介機能の発揮、②利用者保護と利用者利便、③市場の公正性・透明性と市場の活力、のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的

な資産形成等による国民の厚生を増大させることを目指しています。

- 本日は、こうした観点から、政府全体および金融庁において取り組む重要施策のうち、①資産運用立国の実現、②サステナブルファイナンス、について簡単にご紹介いたします。そのうえで、グローバルな社会的課題に取り組むうえでの保険セクターの役割についても、あわせてお話しさせていただきます。

2. 資産運用立国の実現

- まず、「資産運用立国の実現」に向けた取組についてお話しさせていただきます。
- 政府においては、家計の資金が成長投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで更なる投資や消費に繋がる、という「成長と分配の好循環」を実現することを目指しています。

こうした観点から、政府では、2022年11月に、少額投資非課税制度の恒久化と抜本的拡充などを図る「資産所得倍増プラン」を公表しました。また、

昨年4月には「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を、12月には「資産運用立国実現プラン」を策定・公表いたしました。本日は、資産運用立国実現プランの施策のうち、資産運用業とアセットオーナーシップの改革を中心に説明させていただきます。

資産運用業の改革

- 一つ目は、資産運用業の改革です。
- 成長と分配の好循環の実現のためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業の運用力の向上が不可欠となっており、日本の実情を踏まえると、その中でも大手金融機関グループが果たすべき役割は大きいと考えています。

そのための具体的な施策の一つとして、資産運用業を傘下に持つ、生命保険グループを含む大手金融グループに対して、グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けを明確にし、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランを策定・公表いただくよう要請しました。

これを受け、既に多くのグループから、プランが公表されており、金融庁のウェブサイトにて各社のプランを一覧で掲載しています。

政府としては、各社において、資産運用ビジネスの高度化に向けた積極的な取組が進められることを期待しています。

- また、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進に取り組むため、日本独自のビジネス慣行の是正や、規制緩和等も含む新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）を進めます。

具体的には、政府から金融機関等に対して、新興運用業者を積極的に活用した運用を行うことや、単に業歴が短いということのみで新興運用業者を排除しないことを要請いたしました。

加えて、新興運用業者を一覧化したリストを官民連携の下で金融機関・アセットオーナーに提供してまいります。

また、金融・資産運用特区については、先日、特区の対象地域や国・地域の具体的な取組等を盛り込んだパッケージを公表しました。今後も関係者と連

携しつつ、金融・資産運用特区の取組を進めてまいります。

アセットオーナーシップの改革

- 二つ目は、アセットオーナーシップの改革です。
- アセットオーナーの範囲は、保険会社のほか、公的年金、共済組合、企業年金、大学ファンド、学校法人など幅広く、課題もそれぞれですが、その運用目的や運用目標を達成し、受益者等に適切な運用の成果をもたらすといった責任を果たすことが、共通して求められています。

このことを踏まえ、様々なアセットオーナーの運用力の強化を促す観点から、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を、本年夏を目途に策定する予定です。

成長資金の供給と運用対象の多様化

- 三つ目は、成長資金の供給と運用対象の多様化を進めることです。

- 日本経済の持続的成長に向けて、スタートアップ企業への資金供給を促進させるための環境整備、非上場株式の流通促進等を行うことや、投資家のリスク負担能力に応じた多様な投資商品の提供を促進し、リスク分散や投資環境の充実を図ることが重要です。
- ベンチャーキャピタルのガバナンスを向上させ、機関投資家がよりベンチャーキャピタルに出資しやすい環境を作っていくために、海外での実務も参考に、ベンチャーキャピタルに推奨される事項等を策定してまいります。

スチュワードシップ活動の実質化

- 第四に、スチュワードシップ活動の実質化を含め、コーポレートガバナンス改革を進めることです。
- 国内市場の拡大を図るにあたっては、日本市場の魅力を高めることが重要です。東証から上場企業に対して、資本コストや株価を意識した経営の実現を要請し、本年1月からは対応を進める企業の見える化を開始しました。さらに、来年4月からは、プライム市場上場企業に、重要情報の英文開示を義務化します。

- 引き続き、東証等とも連携しつつ、中長期的な企業価値向上のため、投資家と企業との実効的なエンゲージメントを促進し、コーポレートガバナンス改革を継続的に強化していきます。

対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 第五に、対外的な情報発信及びコミュニケーションの強化です。これまで述べてきた様々な施策を内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めていくことが重要であり、関係者との対話を重視しています。

こうした取組の一環として、本年 9 月 30 日から 10 月 4 日をコアウィークとして、昨年につき 2 回目となる「Japan Weeks」を開催します。10 月 3 日には「資産運用フォーラム」の立ち上げイベントも開催される予定です。

- 以上、「資産運用立国実現プラン」のうち、資産運用業とアセットオーナーシップの改革を中心にご紹介いたしました。「成長と分配の好循環」を実現する

ためには、インベストメントチェーンの各主体に対する取組が重要です。資産運用業・アセットオーナーシップの改革以外の取組についても簡単に述べさせていただきます。

- まずは、家計が安心して金融商品を購入できる環境が整備されることが重要です。顧客本位の業務運営の観点から、金融機関において顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているか、金融庁としても引き続きしっかりとモニタリングしていきます。
- また、国民の金融リテラシーの向上も必要不可欠です。本年4月に設立し、8月に本格稼働を予定している「金融経済教育推進機構」(J-FLEC)と連携しつつ、金融経済教育の充実および国民の金融リテラシー向上に取り組んでいきます。

3. サステナブルファイナンス

- 続きまして、サステナブルファイナンスについて述べさせていただきます。
- 気候変動は、自然災害の激甚化等を通じた物理的

リスク、金融資産価格への影響等を通じた移行リスクの双方の観点から、保険セクターにも深く関係します。このことを踏まえ、本日お集まりの皆様におかれても、気候変動に関する様々な取組を講じておられるところかと存じます。

- 気候変動への社会的関心が高まる中、金融庁としてもサステナブルファイナンスを推進するための様々な施策を進めてきました。本日はその全てに触れることは出来ませんが、直近の主な施策を簡単にご紹介できればと思います。

開示の充実

- 一つ目は、開示の充実です。
- 昨今、サステナビリティをめぐる企業のリスクと機会について情報開示を促進し、投資家、市場関係者と金融機関の間で建設的な対話を進めることの重要性が高まっております。

こうした観点から、金融庁はこれまで主に2つの取組を行ってまいりました。

まず、2021年にはコーポレートガバナンス・コードを改訂し、東証プライム市場上場企業に対して、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）またはそれと同等の国際的な枠組みに基づく開示の充実を求めることとしました。

また、法定開示書類における開示の促進も進めております。サステナビリティ関連の情報を一体的に開示するための記載欄を新設し、対象企業は昨年3月期よりこれらの情報を開示することが求められています。

- これらに続く取組として、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）では、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）基準に対応した国内サステナビリティ開示基準の作成を進めてきました。2024年3月29日には「IFRS S1号」および「IFRS S2号」に対応した基準の公開草案が、SSBJより公表され、来年3月までに最終化される予定となっています。

また、金融庁でも、新たな開示基準の適用対象等につき、検討を進めているところです。

トランジション・ファイナンスに係る取組

- 二点目は、トランジション・ファイナンスに係る取組です。
- 日本はかねてより、ネットゼロの達成に向けたトランジション・ファイナンスの役割を主張しており、去年は、G7 議長国としてその重要性を強調しました。今後はトランジション・ファイナンスの事例組成のあり方について議論していくことが重要と認識しています。

特に温室効果ガス排出量の大きな割合を占めるアジアにおける事例組成は、世界のネットゼロ達成のために不可欠です。そこで、トランジション・ファイナンスやカーボン・クレジットの活用を含めた有効なアプローチについて、民間金融機関を中心に公的機関の参加も得て、事例ベースで議論する場として「アジア GX コンソーシアム」を3月にキックオフしたところです。10月初めには、本コンソーシアムにおける議論を踏まえたメッセージを発信する予定としております。

インパクト投資

- 三点目は、インパクト投資です。
- 金融庁は、社会環境的効果と事業の成長の実現を目指す、所謂インパクト投資に関する共通理解の醸成にも取り組んでおります。その一環として、本年3月には「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を公表したところです。

この指針は、インパクト投資市場の参加者が取り組みを進めるに当たって参考となるよう、インパクト投資として実現が望まれる基本的要素を明らかにし、市場・実務の展開を促進することを目的としたものです。

また、インパクト投資につき、投資家・金融機関、企業、自治体等の幅広い関係者がフラットに議論し、国内外のネットワークとの対話・発信を図る場として、2023年11月に「インパクトコンソーシアム」が立ち上げられたところです。金融庁としては、こうした場で、同指針を踏まえて更なる議論を行ってまいります。

- このほか、本日は詳細については割愛いたしますが、金融庁では、これらの他にも、サステナブルファイナンスに関する様々な取組を行っております。

一例を申し上げますと、①ESG 評価・データ提供機関に期待される具体的な行動をまとめた「行動規範」の策定、②気候関連シナリオ分析の実施や、気候変動リスク・機会の評価等に向けたデータの利活用、③企業・金融事業者を含めた専門人材の育成、等が挙げられます。

金融庁としては、関係者の皆様と対話を重ねつつ、サステナブルファイナンスの推進に向けた諸施策を引き続き推進してまいります。

4. グローバルな社会的課題に取り組むうえでの保険 セクターの役割

- 最後に、ここまでご紹介した金融庁の取組も踏まえつつ、グローバルな社会的課題に取り組むうえでの保険セクターの役割に対する期待について述べさせていただきます。
- グローバルな規模での様々な変化が加速する中で、

リスクを企業・家計から引き受け、経済・社会活動をサポートするという保険セクターの役割はますます重要となっています。

例えば、世界的にも自然災害の頻発・激甚化が進む中で、損害保険会社が自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮していくことは、気候変動への適応の観点からもますます重要になっています。自然災害に関する所謂プロテクションギャップへの対応の重要性については、昨年 IAIS（保険監督者国際機構）から公表された報告書においても論じられているところです。

そのほかにも、日本をはじめとする一部の国・地域で進む高齢化等の人口動態の変化、デジタル化や技術革新の進展等、経済・社会の大きな変動が様々な形で進んでいます。

こうした変化は、一面においては保険会社の収益や健全性に影響を与えるリスクであり、保険会社の事業戦略の見直しを迫る要因ともなり得ます。

他方で、大きな変化が生じているが故に、家計・企業が直面するリスクを引き受け、社会・経済活動を後

押しする、という保険会社の役割が一層重要になっているともいえます。中長期的な事業環境や顧客ニーズの変化をとらえ、新たな商品やサービスを創出することは、保険会社が社会的な役割を一層果たすための機会でもあります。

こうした環境変化の中で、国や市場、生保・損保の別にかかわらず、保険会社が持続可能なビジネスモデルを構築することが求められているといえます。金融庁としても、こうした観点からの保険会社との対話を重ねてきているところです。

- また、保険会社は大規模かつ重要な機関投資家でもあり、グループ内で大規模な資産運用ビジネスを有する社もあります。特に、生命保険会社は、その負債構造に対応した、長期の資金の出し手であるという点で、機関投資家の中でもユニークな役割を担っています。

このことは、気候変動をはじめとする様々な社会課題につき、資金の提供を通じ、中長期的な視点から解決をサポートすることができる、ということの意味します。また、そのような資金提供を通じてリター

ンをあげ、その果実を家計に提供していくことで、社会課題の解決と収益・成長の間の好循環を実現することが可能となります。

本日触れさせていただいた、トランジション・ファイナンスやインパクト投資についても、まさにそのような視点を包含した施策の一環であるといえます。

こうした機関投資家としての側面についても、保険セクターが果たす社会的な役割への期待は高まっており、金融庁としても大いに注視しています。

5. 終わりに

- 本日は、金融庁の主要施策につき簡単にご紹介差し上げたほか、リスクの引き受け手としての側面と、機関投資家としての側面の双方から、保険会社が果たしうる役割について簡単に述べさせていただきました。
- 皆様が直面される課題については国・市場毎に異なる部分もあろうかと存じますが、他方で、気候変動をはじめ、グローバルに共通した課題の比重はますます大きくなってきていると考えています。

そのような共通の課題に立ち向かっていく上では、特定の組織やセクターにおいてのみならず、官民の様々なステークホルダーが連携して、知恵を出し合うことが一層重要になっています。

- こうした観点からも、ジュネーブ協会の役割は一層重要になっていると考えております。今回の会議が、そのための実り多い議論の場となることを祈念いたします。ご清聴ありがとうございました。

(約 6200 字、20 分程度)

以 上